

静岡県特定疾患治療研究事業の申請手続きにおけるマイナンバー利用について

1 概要

静岡県では、国が指定する難病及び特定疾患に加え、本県が独自に指定する特定疾患（橋本病、突発性難聴）に関する医療費助成を行っています。

医療費助成の申請手続きにおける申請者の負担軽減を図るため、マイナンバーを利用し、課税証明書等の提出を省略できるよう、番号法利用条例等の改正を行います。

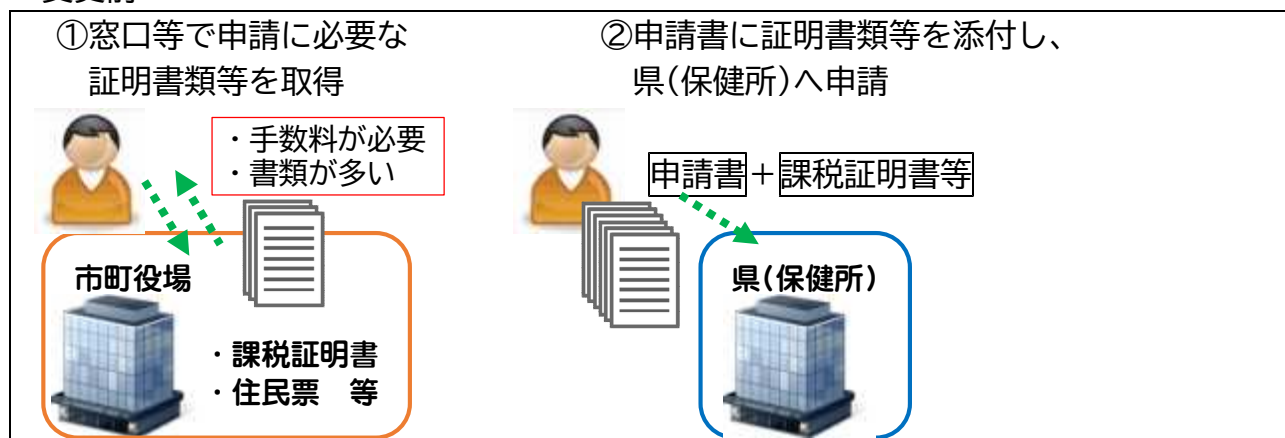
2 マイナンバーを利用することのメリット

医療費助成の申請手続きにおいて、申請書への添付書類を省略できます。

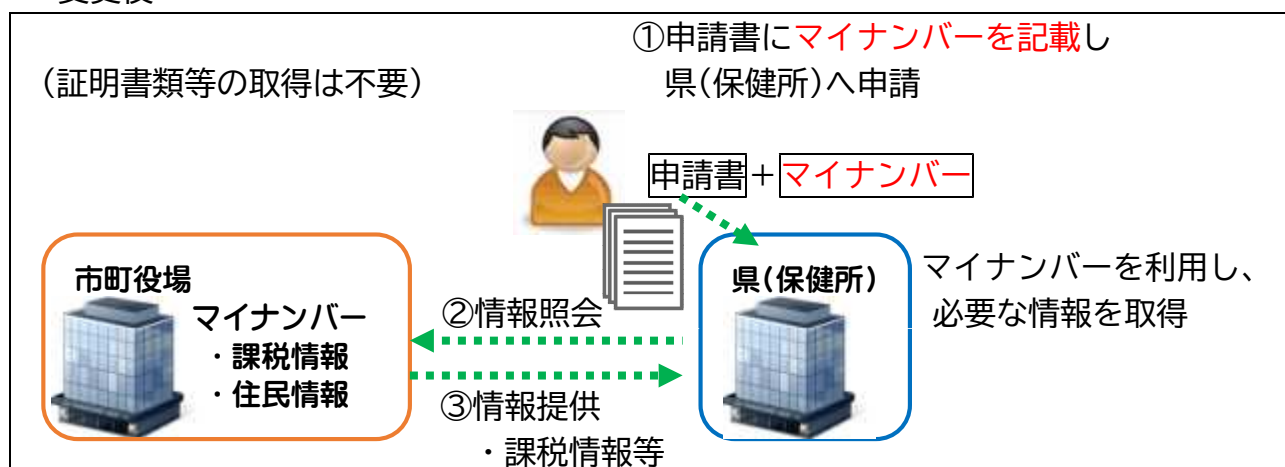
- ・ 課税証明書、住民票、医療保険の加入状況を証明する書類、生活保護証明書

3 条例改正による申請手続きの変更イメージ

<変更前>



<変更後>



(参考)

- ・ 特定医療費（指定難病）支給認定の申請手続きでは、マイナンバー法に基づき、マイナンバー情報照会による添付書類の省略を実施しています。
- ・ 国が指定する特定疾患（特定疾患治療研究事業）の支給認定の申請手続きでは、マイナンバー法改正により、令和7年6月からマイナンバー情報照会が実施可能となる予定です。